

介護事業に従事する職員の資格取得を支援

介護資格取得支援給付金制度

黒部市・入善町・朝日町の指定介護保険事業所（総合事業指定事業所を含む）に従事している方、事業所にこれから従事しようとする方が、資格取得のために実施する研修を受講されるとき、個人には受講料、事業所には当該職員の不足を補うための経費を支援します。

●研修対象

- ・介護職員実務者研修（平成30年4月1日以降に実施されたもの）

●給付対象者

【個人】

- ① 事業所に従事している方又は研修修了後6ヶ月以内に事業所に就労した方（事業所に6ヶ月以上にわたり常勤で従事すること）
- ② 指定機関が実施する介護職員実務者研修の所定の過程を修了した方
- ③ 住民税の滞納がない方

※ ①～③いずれも該当すること。

【事業所】

- ① 雇用している常勤職員が、当該研修を受講する際に、受講日を「勤務した日」としてみなす事業所

●給付額

【個人】 受講料全額（テキスト代含む 上限：10万円）

【事業所】 上限4万円

●申請方法

下記様式に記載の上、組合事務所へ提出してください。

＜申請書様式はこちら＞

(<http://www.niikawa-kaigohoken.jp/wp-content/uploads/2018/04/28a855fc64830c6b05f900ffa6f82744-1.doc>)

＜詳細はこちら・・・介護資格取得支援給付金交付要綱＞

(<http://www.niikawa-kaigohoken.jp/wp-content/uploads/2018/04/0e9d9377c80f8a721ddda7e41a446612.pdf>)